

保健福祉事務所長 様

健 康 福 祉 部 長

医療及び介護の体制整備に係る協議の場について（通知）

先般改正された、医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）においては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場（以下、「協議の場」という。）を設置する旨が盛り込まれました。

協議の場の設置等については、別添のとおり、厚生労働省からの通知において、必要な事項が示されており、原則として、協議の場を二次医療圏（老人福祉圏域）ごとに設置し、長野県地域医療構想に定めた、2025年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、第7次保健医療計画における在宅医療の整備目標と第7期介護保険事業（支援）計画における介護サービスの種類ごとの見込み量の整合性を確保することが求められています。

つきましては、協議の場設置・運営指針について、別紙のとおり定めましたので、「医療及び介護の体制整備に係る協議の場設置要綱」を参考に協議の場を設置し、調整事項に係る調整を行っていただくようお願いします。

なお、介護保険者である市町村・広域連合介護保険・高齢者福祉担当課長及び一般社団法人長野県医師会長へは、別添（写し）のとおり通知しましたので、ご承知おきください。

医療推進課医療計画係 （課長）尾島信久 （担当）伊藤達哉 電話：026-235-71131 直通 F A X：026-223-7106 電子メール：iryō-keikaku@pref.nagano.lg.jp	介護支援課計画係 （課長）小山靖 （担当）社本雅人、花岡沙代 電話：026-235-7111（直通） F A X：026-235-7394 電子メール：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp
--	---